

株 主 の 皆 様 へ

静岡県富士市今井四丁目1番1号
大昭和製紙株式会社
代表取締役社長 十河 一元

株式移転に伴う株券提出のお願い

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は平成12年6月29日（木曜日）開催の第140回定時株主総会において、日本製紙株式会社と共同して完全親会社である株式会社日本ユニパックホールディングを設立し、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、平成13年3月28日（水曜日）最終の当社の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、ご所有の当社株式（額面株式1株50円）1,666株につき株式会社日本ユニパックホールディングの新株式（額面株式1株50,000円）1株の割合で割当て交付申しあげますので、お手数ながら、後記「株券提出のご案内」をご高覧のうえ、ご所有の株券全部を提出期間〔平成13年2月16日（金曜日）から平成13年3月28日（水曜日）まで〕内に、株券提出事務取扱場所（中央三井信託銀行株式会社）にご提出くださいますようお願い申し上げます。平成13年3月30日（予定）の株式移転の日をもって、当社が現在発行している株券は商法上は無効となります。

なお、すでに株券保管振替制度をご利用中の株式、ならびに単位未満登録株式および株券不所持の申出をされている株式につきましては、株券ご提出の手続きは必要ございませんので、併せてご案内申し上げます。

敬 具

（ご注意）

従来は合併等の手続きの際に、株券をご提出いただいた方が新株券を交付されるまでの間に売却をご希望の場合、「提出株券預り証」を発行することが認められておりましたが、証券取引所における規則の改正に伴い、「提出株券預り証」による売買は認められないこととなりました。

つきましては、新株券がお手元に届くまで〔平成13年5月25日（金曜日）発送予定〕の間に株式の売却をご希望の方は、平成13年3月中旬までに株券保管振替制度をご利用になりますと、株式会社日本ユニパックホールディングの株式上場日〔平成13年3月29日（木曜日）〕以降、同社株式として売却が可能となります。詳しくはお取引証券会社にご相談ください。

株券保管振替制度をご利用にならない場合には、新株券がお手元に届くまで売却はできませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

株券ご提出に必要なもの	
株 券	「大昭和製紙株式会社」の株券 証券会社の「預り証」では株券提出はできません。お取引証券会社へ「預り証」と「株券提出書」をご持参のうえ、ご相談ください。
株券提出書	同封の「株券提出書」に所要事項をご記入し、お届出印をご押印ください。

株券提出のご案内

1. 株券提出期間

平成13年2月16日（金曜日）から平成13年3月28日（水曜日）まで

2. 株券提出事務取扱場所

- (1) 名義書換代理人 東京都港区芝3丁目33番1号
事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 本店
- (2) 同事務取扱所 東京都目黒区下目黒6丁目1番21号（郵便番号 153 - 8602）
〔お問い合わせ先〕 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
〔郵便物送付先〕 電話（03）3714 - 2211（大代表）
- (3) 同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本支店、出張所

3. 株券提出方法

(1) 窓口への提出

同封の「株券提出書」に所要事項をご記入し、お届け印をご押印のうえ、ご所有の株券全部を添えて前記2.の株券提出事務取扱場所へご提出ください。（後記「名義書換サービス網」をご参照ください。）

(2) 郵送による提出

ご郵送の場合は、「株券」と「株券提出書」を同封の返信用封筒（簡易書留用）にお入れいただき、郵便局窓口にお差し出しのうえ、簡易書留受領証をお受け取りください。提出期間内の郵送料は当社で負担させていただきますので、切手の貼付は不要です。

(3) 名義書換未済の株券の提出

名義書換がお済みでない株券をご提出の際は、必ず「名義書換請求書」（新たに株主となられる場合は、「株主票」とともに）をご添付ください。

ただし、ご提出株券の合計株数が1,000株未満となる場合は、現在株主としてお届けいただいている方でなければ名義書換を請求できません。

なお、単位未満株式（1,000株未満）の買取請求をご希望の場合は、後記8.により所定の手続きをお取りください。

(4) 受付票の発行

ご提出いただいた株券については、「受付票」を発行いたします。(株券を郵送によりご提出された場合は、「受付票」がお手元に届くまで2週間程度を要します。)

「受付票」は、新株券との引換えおよび売買、譲渡、質入れ等はできませんが、株券をご提出いただいた証として「新株券」(新株が1株以上となる方のみ)および「株式移転に伴う新株式割当ご通知」がお手元に届くまで大切にご保管ください。

(ご注意)

株券提出期間満了日[平成13年3月28日(水曜日)]後、平成13年5月25日(金曜日)<予定>までは新株券の交付請求および名義書換等できません。

証券会社の「預り証」をお持ちの場合は、お取引証券会社へ「預り証」と「株券提出書」をご持参のうえ、ご相談ください。

株券ご提出後は、提出の取り消し、株券の返還または提出名義人の変更等についてのご請求は、お取扱いいたしかねます。

株券ご提出後に、ご住所を変更される場合には、必ず「住所変更届」および「株主票」をご提出ください。

紛失その他の理由により株券をご提出いただけない場合は、株券提出期間内に前記2.の株券提出事務取扱場所のお問い合わせ先へ直接お申し出ください。

4. 株券保管振替制度のご利用について

(1) すでに株券保管振替制度をご利用の場合

当社株式について、すでに株券保管振替制度をご利用の場合は、株券のご提出など一切の手続きは不要です。ご所有株式についてのお取扱いが不明の場合は、お早目にお取引証券会社にお問い合わせください。

(2) 新たに株券保管振替制度をご利用の場合

平成13年3月中旬(詳しくはお取引証券会社にお問い合わせください)までにご所有の株式について株券保管振替制度の利用手続きを済ませますと、株券の提出など一切の手続きは不要となり、平成13年3月29日(木曜日)から株式会社日本ユニパックホールディング株式会社として売却が可能となります。株券保管振替制度のご利用につきましては、お早目にお取引証券会社にご相談ください。

なお、株券保管振替制度をご利用にならない場合は、当社株券をご提出いただきましてから株式会社日本ユニパックホールディングの新株券がお手元に届くまでの間、ご所有株式の売却はできません。また、株券を一旦提出されますと取り消すことはできませんのでご注意ください。

5. 株式移転の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定ですので、ご所有株式の売買等につきましては十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

年 月 日	日 程	株 式 の 流 通
平成13年 2月16日(金)	株券提出受付開始日	当社株式は、平成13年 3月22日(木)までは、証券取引所において売買できません。
平成13年 3月23日(金)	当社株式の上場廃止日	当社株式は、平成13年 3月23日(金)に上場廃止となり、証券取引所において売買できなくなります。
平成13年 3月28日(水)	株券提出受付最終日	
平成13年 3月29日(木)	株式移転を為すべき日 株式会社日本ユニパックホールディング株式会社 新規上場、取引開始日	平成13年 3月中旬までに株券保管振替制度を利用された当社株式につきましては、平成13年 3月29日(木)から株式会社日本ユニパックホールディング新株式として売買が可能となります。
平成13年 3月30日(金)	株式移転の日	
平成13年 5月25日(金)	株式会社日本ユニパックホールディング新株券の交付開始日	株券保管振替制度をご利用にならず株券提出の手続きをとられた当社株式につきましては、株式会社日本ユニパックホールディングの新株券がお手元に届いてから売買が可能となります。

6. 株式会社日本ユニパックホールディング株式の割当方法および端数株処分代金のお支払について

(1) 株主名簿および端株原簿への記載方法

ご所有の当社株式（額面株式 1株50円）1,666株につき株式会社日本ユニパックホールディングの新株式（額面株式 1株50,000円）1株の割合で割当交付申し上げます。

割当の結果生ずる 1株の100分の1の整数倍に相当する端株につきましては、株式会社日本ユニパックホールディングの端株原簿に記載いたします。

また、1株の100分の1に満たない端数につきましては、一括取りまとめて、法定の手続きにより売却処分し、端数に応じてその代金をお支払いいたします。

（ご参考）

現在ご所有の当社株式が株式会社日本ユニパックホールディング株式会社へ実際にどのように割当されるかにつきましては下記の例をご参照ください。

[例] 現在当社株式を2,345株ご所有の場合

$$2,345株 \times 1 / 1,666 = 1.4075\dots$$

割当計算後整数となる 1株につきましては、新株式 1株を割当交付いたします。

割当計算後 1株の100分の1の整数倍に相当する0.40株につきましては、端株原簿に記載いたします。

また、割当計算後 1株の100分の1に満たない0.0075...の端数につきましては、一括取りまとめて、法定の手続きにより売却処分し、端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

(2) 端株原簿への記載をご希望にならない場合

株式会社日本ユニパックホールディング株式の1株の100分の1の整数倍に相当する端株につきましては、商法の規定により端株原簿に記載しないこともできます。端株原簿への記載をご希望にならない場合は、その旨を平成13年3月28日(水曜日)までに、前記2.の株券提出事務取扱場所のお問い合わせ先へ直接お申し出ください。お申出があった端株につきましては、一括とりまとめて、法定の手続きにより売却処分し、端株数に応じてその代金をお支払いいたします。

(3) 株券保管振替制度をご利用の場合

株券保管振替制度をご利用の場合には、株式会社日本ユニパックホールディングの新株券が預託されたものとして取扱われますが、割当の結果生ずる1株の100分の1の整数倍に相当する端株につきましては株券保管振替制度の対象外となりますので、株式会社日本ユニパックホールディングの端株原簿に記載いたします。

(4) 端数株処分代金の支払時期について

株式移転による割当の結果生ずる1株の100分の1に満たない端数および端株原簿への記載をご希望にならない端株の処分代金のお支払い時期は、平成13年6月中旬の予定でございます。

7. 新株券の交付時期および方法について

平成13年5月25日(金曜日) < 予定 > から株式会社日本ユニパックホールディングの新株券を交付いたします。

(1) 「受付票」をお持ちの場合(株券提出期間内に株券をご提出いただいた株主の皆様)

株券提出期間内に株券をご提出いただいた方には、平成13年5月25日(金曜日) < 予定 > に、新株券をご送付いたします。

なお、新設する株式会社日本ユニパックホールディングは額面50,000円の端株制度適用会社となりますので1株の100分の1の整数倍に相当する端株につきましては、株券は発行せず端株原簿に記載し、「株式移転に伴う新株式割当ご通知」をお送りいたします。

(2) 当社株券を未提出のままお持ちの場合

新株券交付開始後、当社株券を、前記2.の株券提出事務取扱場所へご提出のうえ、引換えをご請求ください。

なお、新株券とのお引換えには2週間程度の期間を要しますので、あらかじめご承知おきください。

8. 単位未満株式および端株の買取請求について

単位未満株式および株式移転により生ずる端株につきましては買取のご請求ができます。ご希望の方は前記2.の株券提出事務取扱場所へ、所定の「単位未満株式買取請求書」あるいは「端株買取請求書」に所要事項をご記入し、お届出印をご押印のうえご請求ください。なお、「単位未満株式買取請求書」「端株買取請求書」用紙のご請求につきましても、株券提出事務取扱場所へご照会ください。

株券保管振替制度をご利用されている単位未満株式の買取請求につきましては、お取引証券会社にご相談ください。

(1)平成13年3月22日(木曜日)まで

従来どおり当社の「株式取扱規程」に基づいてお取扱いいたします。

株券による買取請求の場合

所定の「単位未満株式買取請求書」に所要事項をご記入し、お届出印をご押印のうえ、株券を添えてご請求ください。

提出済み株券の買取請求の場合

所定の「単位未満株式買取請求書」に所要事項をご記入し、お届出印をご押印のうえ、お手元の「受付票」を添えてご請求ください。

(2)平成13年3月23日(金曜日)から平成13年3月29日(木曜日)まで

この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。

(3)平成13年3月30日(金曜日)以降

株式会社日本ユニパックホールディングスの「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。なお、株式移転による割当の結果生ずる株式会社日本ユニパックホールディングスの1株の100分の1の整数倍に相当する端株のみが買取請求の対象となります。

未提出の当社株券による買取請求の場合

所定の「端株買取請求書」に所要事項(端株数は株式移転後の数字)をご記入し、お届出印をご押印のうえ、株券を添えてご請求ください。

提出済み株券の買取請求の場合

所定の「端株買取請求書」に所要事項(端株数は株式移転後の数字)をご記入し、お届出印をご押印のうえ、お手元の「受付票」を添えてご請求ください。

なお、平成13年3月30日(金曜日)から5月25日(金曜日)までの受付分の買取代金につきましては、6月上旬のお支払いを予定しておりますのでご了承ください。

9. その他

(1) 手続き等のご照会先について

株券提出に関する諸手続および名義書換請求書・買取請求書などのご請求につきましては、下記にご照会ください。

東京都目黒区下目黒6丁目1番21号(郵便番号153-8602) 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話(03)3714-2211(大代表)

株式会社日本ユニパックホールディングの名義書換代理人は中央三井信託銀行株式会社となる予定です。

(2) 株主票その他書類の株式会社日本ユニパックホールディングへの引き継ぎについて

現在当社にお届けいただいている「株主票」、「実質株主票」、「配当金振込指定書」その他の書類につきましては、株式会社日本ユニパックホールディングに一括引き継がせていただきます。

なお、「配当所得の源泉分離課税の選択申告書」および「株券不所持申出書」につきましては、改めてご提出いただく必要がございますので、ご確認のための書類を別途ご送付申し上げます。

以上

株券提出書記入例

大昭和製紙株式会社 株 券 提 出 書

大昭和製紙株式会社
 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 御中
 株式会社日本ユニパックホールディングへの株式移転に伴い下記株券に本書を添えて提出いたします。

※平成 年 月 日

株主番号	平成XX年XX月XX日現在ご所有株数	株
	うち登録不発行株	株

※ 提出株券株数	12000	株
----------	-------	---

※提出株券の券種別枚数			
券種	枚数	券種	枚数
100,000株券	1	100株券	1
10,000株券	1	100未満株券	1
1,000株券	2	合計	3
500株券			

※電話(連絡先) 03-XXXX-XXXX

必ずご記入ください。

ご提出いただく株券の券種別枚数をご記入ください。

ご提出いただく株券の株数をご記入ください。

お届出印をご押印ください。

同封の株式移転に伴う株券提出のお願いおよび本書裏面をご高覧のうえ※印の箇所にご記入ご押印ください。

静岡県富士市今井四丁目1番1号

大昭和 太郎

3747

社 用 欄			
引換比率	1666:1	枚	株
名義書換	有・無	送付先指定	有・無
処理日		審査	検査

大昭和 ※捺印

大昭和 ※お届出印